

熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項の規定に基づき熊本県建築物耐震改修促進計画第3章6で指定した緊急輸送道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工したものについて、耐震性を把握するため、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の規定に基づく耐震診断（以下「耐震診断」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、国の社会資本整備総合交付金を活用して補助金を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき算出された間接補助事業者の行う耐震診断に要する経費の3分の1以内の額かつ補助事業者が補助する経費の2分の1以内の額	2分の1以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請額の算定書
- (2) 事業費内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は当該年度の1月末日までとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号の規定に掲げるもののほか、補助事業者は規則第2条第6項の規定による間接補助事業者に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させることとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認又は指示を受けようとする場合は、それぞれ次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 廃止（中止）承認申請書（別記第 3 号様式）
- (2) 完了期日変更報告書（別記第 4 号様式）
- 2 規則第 7 条第 1 項の補助事業内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 補助金の額に変更を生じない内容の変更
 - (2) 補助金の額に変更を生じる内容の変更
- 3 規則第 7 条第 1 項の変更申請書は、前項第 1 号に該当するときは別記第 5 号様式により、前項第 2 号に該当するときは別記第 6 号様式によるものとする。
- 4 規則第 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第 7 号様式）により、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第 8 条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日までとする。

（実績報告）

第8条 規則第 13 条の実績報告書は、別記第 9 号様式によるものとする。

2 規則第 13 条の添付書類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金精算調書
- (2) 補助金受入調書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は当該事業完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日とし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第10条 規則第 16 条第 1 項の請求書は、別記第 11 号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の請求書に支出計算内訳明細書（別記第 12 号様式）を添付しなければならない。

（証拠書類の保管期間）

第11条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、5 年とする。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 19 年 5 月 31 日施行）

この要項は、平成 19 年 5 月 31 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則（平成 21 年 6 月 18 日施行）

この要項は、平成 21 年 6 月 18 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日施行）

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名□ 印

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付申請書
年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業について補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要項第3条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業
- 2 事業の目的及び内容 緊急輸送道路の円滑な輸送機能や災害時の避難経路を確保することを目的に、沿道の建築物の耐震性を耐震診断によって適正に把握する。
- 3 補助事業の完了の予定期日及び実施計画
完了予定日 年 月 日
実施計画 別紙のとおり
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 関係書類
 - (1) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費内訳
(当該建築物の耐震診断に要する経費)
 - (2) その他

第 年 月 日 号

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付決定通

知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付 け第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 この補助金の額の確定は、補助事業に要した経費に県の補助率を乗じて得た額で行うものとする。ただし、当該補助事業に要した経費が 2 の額のそれぞれを超えるときは、2 の補助金の額で行うものとする。
- 4 事業完了期日は、 年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) 熊本県補助金等交付規則第2条第6項の間接補助事業者等に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。
 - (4) 国の社会資本整備総合交付金の交付決定を受ける事業であること。

別記第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名 印

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業に係る補助事業の廃止（中止）承認申請書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業について、下記により事業の廃止（中止）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止（中止）を必要とする理由
- 2 廃止（中止）に係る事業の内容及び金額
- 3 工 程 表
- 4 関 係 書 類

交付決定通知書の写し
そ の 他

別記第4号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名 印

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業の完了期日変更報告

書

年 月 日付け 第 号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を受けましたが、同通知に付された完了期日には、下記事由により事業の完了が困難となりましたので報告します。

記

- 1 交付決定に付された事業の完了期日
- 2 変更すべき事業の完了予定期日
- 3 変 更 の 事 由

別記第5号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

助事業者の長 氏 名 印

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業内容変更承認申請書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった平成 年
度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業を変更したいので、関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 変 更 内 容
- 2 変 更 理 由
- 3 関 係 書 類

別記第6号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名 印

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知がありました 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業を下記事由により変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 補助金交付変更額

交付決定額	千円
交付変更申請額	千円
変更増減額	千円

- 3 関係書類

- ① 交付変更申請額の算出根拠
- ② 予算議決書
- ③ その他参考となる資料

別記第 7 号様式（第 6 条関係）

第
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費変更承認通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により承認したので、同条第 3 項の規定により準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

第 年 月 日 号

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり決定しましたので、同条第 3 項の規定により準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け 第 号による交付変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。

（単位：千円）

区 分	前 回 ま だ の 交 付 決 定 額	今 回 変 更 増 △ 減 額	変 更 交 付 決 定 額
補助金の額			

- 3 事業完了期日は、年 月 日までとする。

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

補助事業者の長 氏 名 印

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業実績報告書
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知がありました標記の
事業が完了したので、熊本県補助金等交付規則第 13 条及び熊本県緊急輸送道路沿道建築物
耐震診断事業費補助金交付要項第 8 条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告し
ます。

記

1 補助事業の名称 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額
補助金精算額

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

4 補助事業の成果

5 関係書類

- (1) 補助金精算調書
- (2) 県費補助金受入調書
- (3) その他参考となる資料

別記第 10 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日

補助事業者の長 様

熊本県知事

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業県費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業県費補助金については、熊本県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定補助金額	円
交付決定補助金額	円
交付済補助金額	円
返還金額	円

別記第 11 号様式その 1 (第 10 条関係)

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付請求書
年 月 日付け 第 号で確定の通知のあった 年度熊本県
緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本
県補助金等交付規則第 16 条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座名		
口座番号		

年 月 日

補助事業者の長 氏 名 印

熊本県知事 様

別記第 11 号様式その 2 (第 10 条関係)

年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金 [概算払
請求書 前金払]

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 16 条及び熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金等交付要項第 10 条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座名		
口座番号		

添付書類

支出計算内訳明細書

年 月 日

補助事業者の長 氏 名 印

熊本県知事 様

支出計算内訳明細書

（概算払・前金払）

（単位：円）

補助事業名	事業箇所			総事業費	補助基本額	補助率	実施事業費	進捗率	所要額			補助金交付決定額	補助金相当額			摘要
	市郡	町村	字						前回まで	今回	計		前回まで	今回	計	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日